

基本目標 1 子どもの生命と健康を守る

1 子どもの健康をつくる・守る

(1) 妊娠・出産期における母子の健康づくり

【現状と課題】

母子保健の出発点となる妊娠届出、母子健康手帳の交付時に保健指導を行っています。

必要に応じ、保健師、栄養士による保健相談や訪問指導を行うことで、妊婦の不安の軽減と健康管理の必要性を認識できるように努めています。

母子保健の指導は妊娠早期に行うことが効果的ですが、妊娠後期や出産後の妊娠届出が毎年数件あります。

喫煙する妊婦が1割弱となっており、喫煙が母体と胎児や子どもの健康に与える影響について考慮し、配偶者等へも喫煙について指導しています。

妊婦の健康診査については、医療機関に委託して実施しており、受診率も高くなっています。

妊娠・出産・育児に際した母親は、ライフスタイルの大きな変化を要求され、ストレスや不安を抱えることが多いことから、精神的な支援をしています。

10代の若年妊婦や、35歳以上の高齢初妊婦等、ハイリスク妊婦には、個別訪問による保健指導を行っています。



【今後の取り組み】

母子保健手帳の交付時における保健指導や、健康教育の機会を利用した保健指導を強化します。

保健師や助産師等、専門家による家庭訪問を実施し、妊産婦の健康に応じた保健指導を強化するとともに、妊産婦の心身の健康保持活動を支援します。

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 * = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
1	母子健康手帳の交付	母子健康手帳を交付することで、母親、父親としての意識の啓発を図る。又、この機会に保健相談を行うことにより妊娠・出産に対する不安の軽減を図る。 (実施方針) 妊娠前期に効果的な保健指導を行い、妊娠・出産に安心して望めるようにサポートする。 (対象) 届出た妊婦・夫・家族	妊娠 20 週以降の交付数 12 件* 出産後交付 6 件*	妊娠 20 週以降の交付数 減少 出産後交付 0 件	保健センター
2	妊婦委託健康診査	妊婦の疾病予防・早期発見のために、妊娠前期と後期の 2 回、医療機関に委託して実施している。 (実施方針) 医療機関との連携を強化する。 (対象) 妊婦	受診率 前期 94.9%* 後期 92.4%*	受診率 95%以上	保健センター
3	超音波検査	35 歳以上の妊婦について、超音波による検査を行う。 (対象) 35 歳以上の妊婦	35 歳以上妊婦 全員	継続	保健センター
4	B 型肝炎母子感染防止事業	B 型肝炎ウイルスの母子感染を起こすおそれがある妊婦を発見し、その妊婦から出生した子に対し適切な予防措置を講ずる。 (対象) 妊婦	妊婦委託健康診査前期に実施	継続	保健センター
5	妊婦訪問指導	健診での有所見者や、その他必要・要請に応じて妊婦の自宅を個別に保健師・助産師が訪問する。 (実施方針) 有所見者が増加していることから、予防のための生活指導を強化していく。 (対象) 訪問が必要な妊婦	若年初妊婦 高年初妊婦 ハイリスク妊婦	継続	保健センター
6	新生児訪問指導	親の育児不安が強い新生児期に、助産師が訪問を行い、疾病の予防や栄養状態の確認、保健指導を行う。 (実施方針) 安心して育児できるように支援していく。 (対象) 訪問希望者	年間 延べ 40～50 件	継続	保健センター

(2)安心して出産・育児ができる環境づくり

【現状と課題】

家族が妊娠・出産を受容し、赤ちゃんの誕生を「より豊かな人間関係を育むスタート」として捉え、積極的に子育てする家庭づくりが大切です。このため、妊娠中から父親・母親としての意識を高め、夫婦が協力して子育てができるような家庭づくりを支援するために、夫婦を対象とした育児セミナーを実施しています。

初産婦は、授乳の仕方、新生児への接し方などに戸惑い、育児に対する不安が特に大きいことから、新生児訪問などを実施しています。

育児セミナーの参加者については、若年妊婦や高年初妊婦と夫が少ない状況にあります。

出産後の産婦は、育児に対する不安も強く、また外出の機会も少ないことから、育児学級を開催し、保護者同士の交流や育児不安の軽減を図っています。

アンケートによると、育児に参加している父親は8割と高いものの、ほとんどしない父親も1割強となっています。日々変化している子どもの成長に、母親、父親ともに関わることができる家庭環境づくりが必要となっています。



【今後の取り組み】

父親の育児参加の重要性を啓発する内容の育児セミナーを充実します。

家庭における育児情報の提供、子育て意識の啓発を行います。

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 * = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
7	育児セミナー	父親・母親(現在妊娠中)になる方のために、育児に関する夫婦参加のセミナーを開催している。 (実施方針) 若年・高齢初妊婦と夫の参加を呼びかけていく。 (対象) 妊婦と夫	開催回数 年 6 回 各回 12 組	継続	保健センター
8	子育て情報の総合的な提供	母子健康手帳交付時のパンフレット配布、市の HP、子育て支援情報誌の作成と発行、広報などを利用して、母子保健サービス、子育て支援サービス情報を提供する。 (実施方針) 必要な情報を随時入手・提供できるよう努める。 (対象) 妊婦および保護者全員	子育て情報誌の発行 500 部 保健センターの HP 作成	内容の充実	保健センター
9	母子保健健康教室	子育て意識の啓発を図るとともに、育児不安を軽減し、保護者が自信を持って自分らしく子育てできるよう支援する。 (実施方針) 教室参加者を増やしていく。 (対象) 乳幼児とその保護者	必要に応じて開催	継続	保健センター
10	育児学級「すくすくっ子」教室	保護者の育児不安の軽減及び保護者同士の交流の場とする。 (実施方針) 育児不安の軽減や仲間づくりの場としての支援を行う。 (対象) 生後 1 カ月～生後 5 カ月未満	年 4 回 各回 20 組	2 回 1 コースを 年 3 回	保健センター
11	ブックスタート事業	絵本に秘められた豊かな言葉を活用し、乳児期から優しく言葉をかけ、絵本を見ながら親子が触れ合う環境を整える事により、赤ちゃんの限りない可能性をのばすことを目的とする。 (実施方針) 健診時にボランティアによる絵本の読み聞かせを実施するとともに、絵本をとおして親子のきずなの強化を図る。 (対象) 市内在住の乳幼児	実施	継続	社会福祉課

(3)乳幼児および児童・生徒の健康と命を守る

【現状と課題】

子どもが正常な発達・発育をしているかを確認し、万一疾病や障害があれば早期発見・早期対応していくために、子どもの発達段階に応じた健康診査と予防接種を、保健センター、学校および医療機関などで実施しています。

乳児健診受診率は 80%弱となっており、受診率の向上が必要となっています。

5カ月児健診・1歳6カ月児健診・3歳児健診については、受診率は90%以上を維持しており今後も、健診を通じた保健指導と育児支援を一層充実していく必要があります。

アンケートによると未就学児童の半数近くの保護者が、応急処置の学習を経験する機会がなく、心肺蘇生法についても十分に習得していないことから、平成14年度より、家庭内の事故の防止について、結城消防署等と連携して、乳幼児救急法教室を開催しています。

【今後の取り組み】

健康診査における保健指導の強化とともに、総合的な母子の健康づくりの場として充実していきます。

乳幼児健診、各種予防接種の未受診者や、その他必要な人への個別訪問指導を強化します。学童期における問題に対応するため、関係機関の連携を強化します。

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 * = 平成15年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
12	乳児健康診査	乳児の健康の保持増進と育児支援のため、発育・発達に節目に健康診査を行い、疾病の予防、発育・発達の確認および異常の早期発見に努める。 (実施方針) 母子健康手帳交付、5カ月児健診時の勧奨を強化する。 (対象) 乳児(3~6カ月児・9~11カ月児)	受診率 前期 74.7% 後期 76%	受診率 80%	保健センター
13	5カ月児健康診査	乳児の疾病や障害の早期発見に努め、早期治療に結びつけると同時に、発達発育、栄養、むし歯予防、予防接種等の育児に関する指導を行うことで、保護者の育児不安を軽減する。 (実施方針) 健診内容をニーズにあったものとする。育児支援型健診へ変換していく。 (対象) 5~6カ月児	受診率 93.6% 年 12 回	受診率 95%以上	保健センター
14	1歳6カ月児健診	運動機能・視聴覚等の障害、精神発達等の遅延等障害をもった児の早期発見・早期対応に努めるとともに、生活習慣の自立、生活環境への援助、むし歯予防、栄養その他の育児に関する援助を通して子どもの積極的な健康づくりを支援する。 (実施方針) 未受診者対策を強化するとともに、保護者の育児力を助長させるような健診の内容検討・充実を図る。 (対象) 1歳6カ月児	受診率 95%以上	受診率 96%以上	保健センター

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 * = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
15	3歳児健康診査	<p>幼児の心身発達のうちで最も大切なこの時期に総合的な健康診査を実施し、心身の異常を発見するとともに、生活全般において指導を行う。</p> <p>(実施方針) 要フォロー者対策を強化し、心身の健やかな成長を支援する。</p> <p>(対象) 3歳4カ月児</p>	<p>受診率 90%</p> <p>年間 12 回</p>	<p>受診率 93%</p> <p>年間 12 回</p>	保健センター
16	各種予防接種	<p>予防接種法で定められている疾病の予防接種を、毎年年間計画を立て実施している。</p> <p>(集団接種) ポリオ、ツベルクリン、BCG、日本脳炎</p> <p>(個別接種) 三種混合、麻しん、風しん</p> <p>(実施方針) 予防接種健康被害を防止するために、個別接種を推進する。</p> <p>(対象) 乳幼児、小学生、中学生</p>	<p>ツ反・BCG 96.2%</p> <p>ポリオ 100%</p> <p>三種混合 85%</p> <p>日本脳炎 70%</p> <p>二種混合 98.7%</p>	<p>BCG 96.2%</p> <p>ポリオ 100%</p> <p>三種混合 90%</p> <p>日本脳炎 70%以上</p> <p>二種混合 98.7%</p>	保健センター
17	母子訪問指導	<p>継続フォロー者・健診未受診者など必要な家庭に対して訪問を行い、効果的な保健指導をすることで、保護者の育児及び、子どもの成長をサポートする。</p> <p>(対象) 継続フォロー者・健診未受診者など</p>	実施	継続	保健センター
18	乳幼児救急法教室/事故防止対策事業	<p>保護者が誤飲予防、事故防止の正しい知識を習得すると共に、蘇生法が実行できるよう援助する。</p> <p>(実施方針) 保護者の習得を目指し、実習内容の強化をする。</p> <p>(対象) 乳幼児とその保護者</p>	<p>教室開催 年 6 回</p> <p>パンフレット配布 480 名</p>	継続	保健センター
19	保育所(園)・幼稚園と連携した、要フォロー者の支援 (保育所(園)・幼稚園との連携の強化)	<p>関係機関同士の情報交換、協力体制構築により、子どもの成長に適したサポートやニーズに応じたサービスを提供する。</p> <p>(実施方針) 健診等により把握した要フォロー者・未受診者について、連絡票の作成、定期的な連絡会等により、支援体制を確立していく。</p> <p>(対象) 関係機関</p>	要フォロー者 情報交換	継続	保健センター
20	小中学校養護教諭連絡調整 (学校保健業務との連携の強化)	<p>生涯にわたる健康づくりを支援するために学校保健との連携を図り、学童期からの様々な問題に対応していく。</p> <p>(実施方針) 市内全学校と連携し、早急に取り組む必要がある課題を検討する。</p> <p>(対象) 小中学校養護教諭、学校教育課、生涯学習課等の関連課</p>	<p>連絡会議 年 1 回</p> <p>情報交換を随時実施</p>	継続	学校教育課 保健センター 生涯学習課

(4) 歯を守る活動の充実

【現状と課題】

現在、2歳児歯科健診のほか、5カ月児健診、1歳6カ月児健診、3歳児健診時においても歯科健診及び歯科保健指導を行っているところです。歯科健康教育や相談の機会をより多く設けることで、保護者に対し、歯科保健の重要性や日常における注意点を気づかせ、むし歯予防の工夫を促すきっかけとなっています。

本市の特徴として、3歳児でのむし歯罹患率が未だ高いことがあげられます。乳幼児期から望ましい食事や間食、口腔衛生等の生活習慣を獲得、実行することは、生涯に渡る健康への基本となります。このことから、適切な時期におけるフッ素塗布を含めた歯科指導や生活習慣に関する教育を行うことが必要となっています。

歯科のハイリスク児を持つ家庭は、歯磨きの問題だけでなく、食事やおやつの内容と食べ方、生活リズム等、日々の習慣に乱れのある場合が多いことから、特に、個々の習慣や成長に合わせたきめ細かなフォローや指導を行うことが必要となっています。



【今後の取り組み】

各乳幼児健診における歯科保健指導を強化し、むし歯罹患率の減少に努めます。

健診未受診者への勧奨や、健診等で把握したむし歯が多い子どもに対しての継続的な指導を強化します。

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 * = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
21	2歳児歯科健康診査	乳歯の萌出時期であり、むし歯に罹患しやすい時期でもあるため、保護者にむし歯予防への意識づけをすることで、3歳児でのむし歯罹患率の低下を図る。また、その他の疾病等の早期発見および早期対応、栄養面や育児等の援助を行う。 (実施方針) フッ素塗布導入を検討する。 (対象) 2歳6カ月児	むし歯罹患率 26% むし歯罹患患者数 100名 むし歯罹患患者 平均本数 4本	むし歯罹患率 20% むし歯罹患患者数 80名 むし歯罹患患者 平均本数 3.5本	保健センター
22	就学時歯科教室	就学時の保護者に対し、口腔衛生に関する正しい知識と、6歳臼歯の重要性について啓発するため集団教育を行う。 (実施方針) 内容の充実を図りながら、継続して実施していく。 (対象) 就学時の保護者	小学校 9校 延べ参加者数 450名	継続	保健センター

(5)食育の推進

【現状と課題】

食事によって身体がつくられ、食事の質によって健康の質が変わることから、望ましい食生活を送ることができる「正しい食」の知識や能力を、幼児期から身につけることが必要となっています。

現在、各種健康診査における栄養指導のほか、3歳児健診時には食に関する調査とその結果に基づいた「バランス診断表」を作成し、栄養指導をしています。子どもの食事状況を親がその場で確認でき、栄養指導に効果が現れています。

学校や保育所等の施設においては、給食や教科指導においてバランスのとれた食事の重要性や望ましい生活習慣を身につける必要性を指導しています。

アンケートによると、妊娠中の食生活に特に気を使っていない人が、1割弱となっています。また、子どもの好き嫌いに対して特に何もしていない乳幼児の保護者も、1割弱となっており、妊娠期から乳幼児の発達段階に応じた食や、栄養についての指導を行うことが必要となっています。



【今後の取り組み】

離乳食教室を始め、各種相談事業・教育事業・健康診査における保護者への食や栄養指導の機会を充実します。

親子料理教室や学校における調理実習、給食等の機会を利用し、望ましい食習慣を身につける指導を行います。

栄養教諭制度を活用し、食育を促進します。

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 * = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
23	離乳食教室	適正な離乳食を推進することにより、子どもの健全な育成につなげていく。 (実施方針)平成 17 年より実施する。 (対象)前期 4 ヶ月の乳児を持つ親 後期 7 ヶ月の乳児を持つ親	未実施	(17 年度開始) 前期 4 回 後期 4 回 (計 8 回)	保健センター
24	3 歳児健診時食生活調査	食習慣の基礎づくりの時期として、現状を把握し、栄養指導による正しい食習慣の普及を行う。 (対象)3 歳児健診受診者	年 12 回	継続	保健センター
25	親子料理教室	食生活改善推進員地区組織活動の一環として、料理を通した親子の共同体験を目的とする。 (実施方針)食生活改善推進委員の自主的活動ができるよう、体制づくりを進める。 (対象)小学生の親子	年 3 回 親 43 人 子ども 67 人 延べ 110 人	保健センター 2 回 他施設 3 回 (計 5 回)	保健センター
26	保育所給食による食育の推進	保育所においては、その発達段階に応じ、食事の大切さ楽しさ、マナー等を指導し理解させる。 (実施方針)市内全保育所で定めた食育全体目標に沿って実施する。 (対象者)保育所入所児童	クッキング保育 8 箇所 野菜の栽培収穫 10 箇所 給食だより 9 箇所	クッキング保育 11 箇所 野菜の栽培収穫 11 箇所 給食だより 11 箇所	社会福祉課
27	学校における食に関する指導	学校において給食の時間、教科指導や特別活動、「総合的な学習の時間」など学校教育活動全体の中で、成長期である子どもの望ましい生活習慣、食習慣の確立を図る。	教科指導 実施	継続	指導課 給食センター

(6)障害のある子の療育体制の整備

【現状と課題】

早期療育の視点から障害児に関する施策の実施・充実に努めているところです。
 発達障害児支援として通園施設「あすなる教室」への助成を行っています。
 障害児の保育については、市内全保育園で受け入れが可能となっています。
 学童クラブにおける障害児の受け入れは、状況に応じて実施しています。

【今後の取り組み】

障害児に関する施策の充実に努めます。
 「あすなる教室」の充実のため、助成を行います。

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 * = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
28	発達障害児支援 (あすなる教室)	心身に障害をもった子どもの日常生活と社会生活への適応性を図るため理学療法士等の専門的な療育指導をおこなっているあすなる教室に補助金を交付する。 (実施方針) 市外の同内容の事業を行う事業所を結城市内児童が利用する場合も支援ができる体制づくりを図る。 (対象) あすなる教室	実施	継続	社会福祉課
29	障害児保育	心身に障害を有する乳幼児の保育所への受入れ及び一般の乳幼児との集団保育を促進し、もって障害児の健全な社会性、情緒等の成長、発達を助長します。また、健常児の障害児に対する正しい認識を深め、障害児の福祉の増進を図るため、障害を持つ児童を保育する民間保育園に対し補助を行う。 (実施方針) 市内の保育所すべてが入所申し込みに対応できるように体制づくりを図る。 (対象) 市内全保育所(園)	全保育所(園)	継続	社会福祉課
30	補装具の交付・修理費用の助成	身体上の障害を補うための補装具の購入・修理の自己負担額を補助する。(所得制限あり)	実施	継続	社会福祉課
31	斜視・弱視児眼鏡等購入修理助成	義務教育を受けている斜視・弱視児の矯正用眼鏡等の購入・修理費用を補助する。 (実施方針) 各小中学校を通じてPRを実施する。 (対象) 小学生・中学生	実施	継続	社会福祉課
32	障害児一時預かり事業	障害のある中高生を事業所等で、親が仕事からもどってくるまでの短期間預かる事業 (対象) 障害のある中学生・高校生	未実施	検討	社会福祉課

(7)小児医療の充実

【現状と課題】

市内の小児科は、15 医療機関となっています。

アンケートで最も望まれていた休日・夜間対応の小児救急医療に関しては、筑波メディカルセンター病院で、平成 16 年 8 月 1 日より実施しています。

アンケートによると、かかりつけ医のいる割合は、未就学児童で 92.4%、小学生児童で 88% となっています。



【今後の取り組み】

健診等において、日常的な健康管理、専門機関への紹介等を行う「かかりつけ医」の重要性に関する普及啓発を図ります。

休日・夜間小児救急医療体制について、情報提供を行います。

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 * = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
33	小児救急医療体制の整備充実	休日及び夜間における小児救急患者の医療を確保する。 夜間 365 日 午後 6 時から午後 10 時まで (受付は午後 9 時まで) 日曜・祝日・年末年始 午前 9 時から午後 5 時まで (対象) 市内全域の小児	実施	継続	保健センター
34	救急医療情報コントロールシステムの活用普及推進	茨城県と(財)茨城県メディカルセンターが医療機関からの医療情報を提供する。24 時間体制で一般県民からの問い合わせに対し、救急患者の症状に合った至近距離の医療機関を案内する。 (実施方針) 広報に努める。 (対象) 一般県民	実施	継続	保健センター
35	かかりつけ医の普及・啓発	かかりつけ医を持つことの意義について普及・啓発を行う。	かかりつけ医のいる割合 未就学児童: 92.4% 小学生: 88%	かかりつけ医のいる割合 割合の向上	保健センター

2 思春期保健対策の充実

(1)成長期における健康づくり

【現状と課題】

喫煙については、中学生で1割弱、高校生になると2割が経験をしています。喫煙が身体に与える影響について、小学校5・6年生に対し啓発教育を行っています。

飲酒については、中学生で2割強、高校生では半数以上が経験をしています。飲酒が身体に与える影響について、学校において必要な知識を指導しています。

タバコ、飲酒、シンナー等の薬物防止等については、薬物乱用防止教室を「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」において実施し、さらに、「総合的な学習の時間」等の中での学習活動を行っています。

アンケートでは、タバコ、飲酒、シンナー、薬物に関する知識は理解している割合が9割以上と高くなっています。

ダイエットの経験については、中学1年生では1割ですが、学年が高くなるにつれ、その割合が高くなり、高校3年生では約3割となっています。

身体と精神の著しく発達する時期において、自らの健康をつくる能力の育成が一層必要です。

【今後の取り組み】

学校における思春期保健事業を、関係機関と協力・連携して実施していきます。

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 * = 平成15年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
36	喫煙対策事業	無煙世代が現れることを目的に、タバコを吸わないことの価値観を啓発する。 (実施方針)保護者の積極的参加を促すよう、学校へ働きかける。 (対象)児童・生徒及び保護者、教職員など	全小学校 パンフ配布 5・6年生	全小学校 パンフ配布 4年生まで 拡大	保健センター
37	薬物乱用防止教育事業	学校においてタバコ、飲酒、シンナー、薬物等への薬物乱用防止教室を「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」、「総合的な学習の時間」等のなかで学習活動を行う。 (実施方針)積極的に推進していく。 (対象)小学生・中学生	全小・中学校 (年間指導計画に基づき実施)	継続	指導課 保健センター
38	公立学校内における敷地内禁煙事業	学校において児童生徒に対する喫煙防止教育(健康教育)の推進、教職員の健康管理のために、学校敷地内禁煙を推進する。 (実施方針)平成16年度末までに学校敷地内禁煙の徹底を図る。 (対象)小学校・中学校	全小・中学校	(平成16年度末)完全実施	指導課 学校教育課

(2)母体・生命尊厳意識の育成

【現状と課題】

10代の妊婦は、同年代の友人の生活との大きな違いに不満や不安を訴える人や、不摂生な生活をおくっている人もあり、妊娠するという事について予め知識を得ておくことが必要です。

アンケートによると、性感染症や避妊についての知識は、タバコや飲酒についての知識より乏しいものとなっています。

10代での望まない妊娠を減らすとともに、性感染症についても啓発することが必要です。少子化の影響や地域での人間関係の希薄化に伴い、異年齢との交流する機会が少なくなっています。



【今後の取り組み】

性教育を通して母体・生命の尊厳について伝え、女子生徒・男子生徒ともに自分の望む時期に妊娠・出産・育児をするという認識を持てるよう支援します。

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 * = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
39	性教育事業	体や身の回りの清潔及び心身の発育発達について基礎的な知識の理解を通して生命尊重の精神を養うとともに、自己の性についての認識を深める。 (実施方針) 養護教諭、保健主事と連携し、学級担当が中心となり発達段階に即した適切な性教育を積極的に進めていく。 (対象) 小学校、中学校	年間指導計画に基づいた実施	継続	指導課 保健センター
40	異年齢児交流等事業 (保育所地域活動事業)	児童・生徒と低年齢児とがふれあえる機会を設け、保育に関する体験学習や子育て意義に対する認識を深め、生命の尊さを学ぶ。 (実施方針) 小中学生を中心に、保育所(園)の内外を問わず園児とふれあい時間を設ける。 (対象) 小学生・中学生(・高校生)	実施保育所(園) 3か所*	実施保育所(園) 8か所	社会福祉課

3 児童虐待を防止する

(1) 早期発見・早期対応・ケア体制の整備

【現状と課題】

全国的に相次いで児童への虐待事件が発生しています。

結城市福祉事務所において通告されている虐待のおそれがあるとの相談件数は、平成 15 年度が 7 人、平成 16 年 11 月末で 12 人となっており、増加の傾向にあります。平成 16 年度の虐待については、身体的虐待 5 件、ネグレクト 4 件、心理的虐待 3 件といった内容です。

未就学児童の保護者の 3 割は、虐待をしているのではないかと思う経験をしています。

未就学児童の保護者の 3 割は、子育てについて、よくイライラしていると回答しており、虐待の予防として、育児負担の軽減と、心のケアをしていくことが必要となっています。

児童虐待については、各種相談業務での情報の収集や、保健センターや保育所、学校また児童相談所等と連携を取りながら早期発見に努め、早期対応していくことが重要です。

【今後の取り組み】

早期発見・早期対応体制の整備に向けて、児童虐待防止ネットワークを早期に設置し、児童虐待の防止に向けて活動をします。

「児童虐待の防止等に関する法律」「子どもの権利条約」の内容について、普及啓発を推進します。

児童虐待の予防として、相談業務を充実していきます。

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 * = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
41	児童虐待防止ネットワーク	保健・福祉・教育をはじめとする関係機関と連携したネットワークを構築する。 (実施方針) 児童虐待防止ネットワーク会議の下に緊急時ケース検討会ができる組織を構築する。 (対象) 関係者・関係各課	未実施	(平成 17 年) 実施	社会福祉課
42	児童虐待防止ネットワーク会議(ケア体制の構築:実務者会議)	虐待を発見しやすい立場にいる関係者間で連携して会議を開催する。 (実施方針) 虐待が見られなくなった後の見守り、支援の体制を構築する。 (対象) 関係者	未実施	実施	社会福祉課 指導課 保健センター 生涯学習課
43	家庭児童相談室	福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化し、家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図る。 (実施方針) 人員、相談員の増員を図る。業務の周知を図る。 (対象) 児童(0~18 歳)に関する悩みや不安、心配ごとを持つ保護者	相談員 2 名 相談件数 237 件*	継続	社会福祉課
44	子育て講演会	次代を担う子どもたちが、健やかに、心豊かに育ち、また、子育てに夢と希望が持てる地域社会をつくることを目的として講演会を開催する。 (実施方針) 子育てに関する意識啓発事業として、定期的で開催していく。 (対象) 市民	不定期に開催	定期的に開催	社会福祉課

(2)市民への「子ども虐待」についての理解の促進

【現状と課題】

虐待のほとんどが家庭内で行われ、顕在化しにくいいため、地域社会や関係機関による発見通告が重要となります。

児童虐待防止の啓発は、子育て・子育てがしやすい地域づくりのために、「子どもの最善の利益」を尊重し、実現する立場から進めることが必要です。このために家庭をはじめ、施設や学校、地域に「児童虐待の防止等に関する法律」や「子どもの権利条約」の内容を普及させていくことが重要となっています。

アンケートによると「児童虐待の防止等に関する法律」について内容まで知っている保護者が約15%にとどまり、多く人が内容を把握していませんでした。広報、ホームページ等、あらゆる媒体を活用して、市民にわかりやすく、周知していくことが必要となっています。

【今後の取り組み】

市広報などあらゆる媒体を活用して、市民への「通告義務」の周知を図ります。

児童虐待予防の観点から、関係者や市民に虐待の研修会や講演会などを実施します。

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 * = 平成15年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
45	市民の「通告義務」の周知	結城市お知らせ版等による児童虐待通告義務の周知を図る。 (実施方針) 児童虐待防止ネットワーク会議において周知方法等を決定する。 (対象) 市民	実施	継続	社会福祉課
46	児童虐待防止のための広報啓発	児童虐待の早期発見・防止のために、広報誌の活用やリーフレットを各種関係機関に配布し各種広報啓発を進める。 (実施方針) 児童虐待防止ネットワーク会議において周知方法等を決定する。 (対象) 市民	「結城市お知らせ版」掲載回数不定期	ホームページに常時掲載	社会福祉課
47	児童虐待をテーマにした講演会やシンポジウムの開催	児童虐待についての啓蒙啓発のため、研修会や講演会を実施する。講師に関係者を招いて、虐待の事例及び通告により解決した事例等の紹介を行う。 (実施方針) 児童虐待防止ネットワークにより方針を決定する。 (対象) 関係者および市民	不定期に開催 (平成15年度1回)	最低年1回	社会福祉課

4 子どもの生命の安全を守る

(1)交通事故から子どもを守る

【現状と課題】

園児・幼児対象の交通安全教育については、結城警察署との連携を図り、腹話術及び人形劇による交通安全指導を行なっています。また、幼児・園児向けにビデオや紙しばい等の貸出を行っています。

市内小・中学校及び養護学校については、結城警察署による講話並びに結城市交通安全母の会連合会によるダミー人形による衝突実験、自転車の乗り方及び横断歩道の正しい渡り方といった具体的な指導を行っています。

交通安全教育については、子どもたちへの指導だけではなく、保護者への指導も行い、家族ぐるみ、地域ぐるみで交通事故の撲滅を図っていくことが求められています。

通学路の安全確認については、毎年4月の時点で交通安全母の会に依頼し市内全域の通学路の点検を実施し、毎年1校を選定し、通学路の整備を行っています。



【今後の取り組み】

子どもたちと保護者に対して、交通安全教育と指導を一層充実します。

ドライバーと事業所に対して、安全運転の徹底を要請します。

チャイルドシートの着用について、正しい使用法の啓発を行います。

道路危険箇所マップの作成を行い、地域交通環境の安全確保に努めます。

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 * = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
48	交通安全教育	実践的指導を行なうことで、交通事故を未然に防止し、園児・幼児・児童・生徒の交通ルールとマナーを身に付け交通安全に対する意識高揚を図る。 (実施方針) 直接指導者となる保護者にも指導をし、家族ぐるみ・地域ぐるみで、交通安全の事故撲滅を図る。 (対象) 園児・幼児・児童・生徒	対象者 3歳以上の全園児 全小中学校 養護学校	継続	防災交通課
49	通学路安全点検	通学路の点検結果をもとに、県土木事務所・市(土木課・学校教育課)・警察署・母の会・安全協会を中心に通学路安全点検会を開催し、整備を図ることにより安全な通学路を目指す。 (実施方針) 各小学校独自で通学路の整備・見直し・点検を実施できるように事業を展開していきたい。 (対象) 毎年1校を選定して実施	毎年1校	継続	防災交通課 学校教育課
50	街路灯・防犯等の設置	学校指定の通学路となっている箇所において、各自治会長から申請のあった箇所について交通安全施設通学路街路灯の設置工事及び修繕・防犯灯の設置の調整を図る。 (実施方針) 各自治会と相互協力を図りながら交通安全を推進していく。 (対象) 市内全域	実施	継続	防災交通課
51	交通安全対策事業	パンフレット及び啓蒙品等を配布し、交通事故防止の呼びかけをドライバー・市民に対し広報する。また交通安全の立哨指導活動を行なう。 (対象) 各交通関係機関団体	交通安全運動 年4回	継続	防災交通課
52	事業所等への安全運転徹底の要請	各種広報資料・広報用品を協賛・作成し各事業所及び一般に配付し、普及高揚を図る。また、優良事業所の表彰等を行うことで、安全運転管理業務の充実を強化する。 (対象) 各交通関係機関団体	交通安全運動 年4回	継続	防災交通課
53	チャイルドシートの貸与と購入費補助	チャイルドシート貸出と購入費の補助を行なうことで、経済的負担の軽減を図り安全を願うとともに、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりをすすめる。 (実施方針) チャイルドシートの重要性の認識が低いため、使用効果及び使用方法の普及啓発活動を展開する。 (対象) 6歳未満の乳幼児の保護者	実施	継続	防災交通課
54	親子三世代交通安全ヒヤリマップ (道路危険箇所マップ)	歩行者・自転車・自動車それぞれの立場から、危険を感じた(ヒヤリとした)箇所について点検、地図を作成する。 (実施方針) 子どもの目から見た点検を追加する。 (対象) 全市民	高齢者を対象としたマップの作成	親子三世代を対象としたマップの作成	防災交通課

(2)犯罪から子どもを守る地域づくりの推進

【現状と課題】

全国的に子どもを狙った凶悪犯罪が多発していることから、警察署等関係機関と連携を図り、教職員、保護者、児童を対象として、不審者侵入時の対応訓練や、声をかけられたときの対処方法などの講習を実施しています。

現在、地域が協力して、子どもたちを事件や事故から守るため、緊急避難家庭「子どもを守る110番の家」を設置しています。平成16年4月現在、登録件数は768件となっています。平成13年度には、小学生の児童・保護者にアンケートと聞き取りを行い、犯罪の危険場所を写真入で示した、小学校区別の「子育て環境マップ」を作成し、各小中学校及び警察、庁内関係各課に配布しました。

今後は、地域ぐるみで子どもの安全確保や防犯活動を充実させて犯罪を未然に防ぎ、本市から子どもの被害者は一人も出さない地域づくりを図っていくことが必要となっています。

【今後の取り組み】

「子どもを守る110番の家」の登録を推進し、子どもの緊急避難及び保護、関係機関への連絡体制を充実します。

学校等への不審者進入時の対応、「子どもを守る110番の家」への避難、110番通報など結城警察署等の協力で引き続き実施します。

子育て環境マップの更新、防犯パトロール等、住民の防犯意識の高揚と地域や施設の安全確保に努めます。

青少年育成団体や更生保護団体等と協力し、明るい地域づくりに努めます。

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 * = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
55	「子どもを守る 110 番の家」の登録推進	「子どもを守る 110 番の家」には、ステッカーを表示して、子どもたちの緊急避難等に備え、事故等があった場合には子どもを保護し、警察や学校、家庭へ連絡を取るなどの対応をする。 (実施方針) 通学路や子どもの遊び場周辺に設置の重点を置き、啓発や広報を行っていく。 (対象) 事件が発生したとき対応できるよう、昼間に大人がいる家庭で引き受け家庭として適当であると認められるもの	平成 16 年 4 月 末現在 768 軒	継続	生涯学習課
56	子育て環境マップ	子育て環境マップの作成活動をとおり、父母自ら参加し、身近な地域における子どもの成長環境の見直しを図り、安全な遊び場を確保する等住みよい地域づくりに貢献する。 (実施方針) 各課・各機関で個別に作成しているマップを統合して、より使いやすいものとする。 (対象) 関係各課・関係機関・保護者	平成 13 年度に 作成	各学校において作成	社会福祉課 学校教育課
57	防犯パトロール	住民が自主的に地域パトロールを行う場合の自動車に青色回転灯を装備し、犯罪の抑止を図る。 (実施方針) 制度の普及啓発に努める。 (対象) 自主防犯団体	未実施	(平成 17 年度) 実施	防災交通課
58	防犯ブザーの配布	緊急的な犯罪予防対策として、小学校新 1 年生に防犯ブザーを配布する。 (対象者) 小学校新 1 年生	小学校新 1 年生に配布	継続	学校教育課
59	関係団体活動への支援	青少年育成関係団体等への支援を実施し、相互に協力し健全な地域の環境づくりを図る。	実施	継続	生涯学習課